

第15回 我孫子市放射線対策会議 会議概要

【場 所】 市長応接室

【日 時】 平成23年12月28日(木) 10:00~11:30

【出席者】 市長、副市長、教育長、水道局長、消防長、子ども部長、管財課、市民安全課長、環境経済部長、農政課、都市部、建設部長、健康福祉部長、健康づくり支援課、障害福祉支援課、教育委員会総務部長、教育委員会総務課長、学校教育課長、生涯学習部長、公園緑地課長、保育課長、道路課長、総務課長、クリーンセンター課長、広報室長、放射能対策室長

(報告事項)

(1) 放射線量測定結果及び放射能に関する対応について

- ・ 近隣センター等の公共施設の測定結果については、26日にホームページで公表した。
- ・ アスファルト舗装してある場所では、除染作業をしても効果がない所があり、対策が必要である。これについて、実証実験を希望している業者の洗剤を使用し高圧洗浄を行い、効果があれば採用する。

(2) 放射性物質汚染対処特別措置法等説明会の報告

(放射能対策室)

- ・ 「除染計画」に盛り込まれた事業に対し、原則として国が100%の補助金を交付する。
- ・ 民地の除染については、補助の対象にならない方向である。ただし、自治会については、除染に関わる資材等の費用負担(上限50万円)を考えている。
- ・ 市民貸し出し用の測定器の購入は補助の対象とならない。
- ・ 平成23年4月1日以降除染に関して契約締結が行われた事業は遡及適用され、補助対象となる。
- ・ 助成金の交付申請は、年度を越えると申請できないので、必ず本年度内に行う。
- ・ 除染基準となる測定値は、今後のものではなく震災以後、測定したもともとの数値としてもよい。
- ・ 補助金請求し、却下された要件に関しては、東電に請求する。
- ・ 請求に関しては、各課で対応するが、とりまとめは放射能対策室が行う。申請の様式は、メールで各課に送信する。
- ・ 局所的に高い線量の箇所も申請の対象となる。
- ・ 除染計画を作成するにあたり、関係部署で連携を図る事が重要となるので、担当者会議を設立した方がよい。

(クリーンセンター)

- ・ 我孫子市は、汚染状況重点調査地域に指定されたため、廃棄物は特定廃棄物となり、定期的な空間線量の測定が必要になる。

- ・ 除染に使用したマスク、タオル等は除染廃棄物となり、高濃度であれば国の保管基準に沿って一時保管する。低濃度であれば、一般のゴミと同様の扱いになる。その都度、廃棄物の区分けが必要になるので測定器の購入を検討していく。
- ・ 除染土壌に関しては、指針は示されず、一時保管することになる。

(3) 市民からの持ち込みによる食品の放射性物質検査について

- ・ 12月27日までに121検体の検査を終了した。暫定規制値の1/2を超える食品が5検体（ゆず、ドクダミ）あった。
- ・ 乾燥したドクダミに関して高い数値が測定されたため、ホームページ、広報で注意喚起していく。農政課での測定でも、同じ結果になったため農家にも周知していく。
- ・ 下限値が暫定規制値を超えてしまっているため国に説明を求めているが、現時点で解答なし。

(4) 放射能物質を含む焼却灰の最終処分の一時的保管場所等の緊急要望の経過

- ・ 10月31日に県から、手賀沼下水道終末処理場ではどうかと提案があった。我孫子市では、6市1町分すべての受け入れは出来ないと回答。
- ・ 柏市・松戸市・流山市には、自区内処理を前提に保管場所を検討するよう要望し、引き続き協議をしていく。

(その他)

(教育委員会)

- ・ 除染作業について、工事費の算出がうまく出来ない状態である。都市部・建設部の協力をお願いしたい。
- ・ 我孫子市内、西側の小・中学校は、校庭の全面工事を目指す。その場合、除染作業だけでなく校庭が元の機能を果たせるような状態に戻す必要がある。柏市では、専従的に技師が指導している。我孫子市でも、専従の担当者を決めた方が良い。担当課で協議し、迅速な対応が必要である。

(給食のまるごと一食検査について)

- ・ 我孫子市内、4地区4校で実施し、検出なし。結果については、ホームページで公表する。
- ・ 給食は各学校で調理しているため、当面は、事後検査で行う。
- ・ 1月からは全校で実施するようになるため、人員を増やす等、体勢を強化する必要がある。
- ・ 校庭の汚染マップをホームページで公表した。公表後、除染作業が行われ、数値が下がった時は、保護者に手紙等で通知していく。